

## 第652回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成24年 5月 8日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

業務部 細川 管理課長

（2）北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

（3）5月29日（火）・5月30日（水）開催 原産地規則セミナーについて（資料なし）

業務部 清水 原産地調査官

（4）豚肉の輸入申告について

業務部 徳永 統括審査官（通関総括第1部門）

4、その他・連絡事項等

開催予定日 平成24年 6月 5日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

2012年5月8日  
本関地区 通関協議会資料  
業務部 管理課

## 「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっています。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでいます。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

### 記

実施期間：平成 24 年 5 月 7 日（月）～平成 24 年 5 月 31 日（木）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸 110 番 0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

# 通関業者の皆様へのお願い



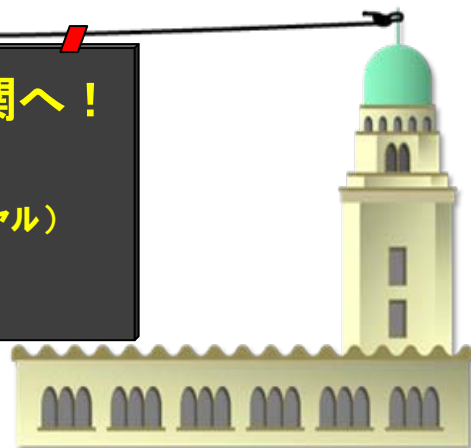
おかしいな?と思ったら税関へ!

密輸ダイヤル : 0120-461-961

(フリーダイヤル)

電子メールアドレス

yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



- 同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。
- 営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。
- インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。
- 通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。
- 連絡先が携帯電話であったり、第三者を介すなど、不自然な輸入者の場合。
- 貨物の配送先として、アパート、ホテル、民間私書箱等を指定したとき。
- 塗装や溶接などに明らかな加工の形跡があり、内壁や床に空間を造っているコンテナを発見したとき。

平成24年5月

横浜税関業務部



2012年5月8日  
本関地区 通関協議会資料  
業務部通関総括第3部門

関係各位

北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

平素より、税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年10月14日より実施している北朝鮮に対する輸出入貨物の禁止措置については、その期限が本年4月13日までとされていたところですが、4月6日、当該措置をさらに平成25年4月13日まで継続する政令が公布及び関係大臣の告示が行われ、同日施行されました。

本輸出入禁止措置の実施に伴い、北朝鮮を仕向地とする全ての輸出貨物及び周辺国、地域を経由した迂回輸出の防止、北朝鮮を原産地又は船積地とする全ての輸入貨物及び周辺国等からの迂回輸入を防止する観点から、厳正な審査、検査を実施することとしております。

つきましては、関係者の方々におかれましても、本措置の趣旨をご理解のうえ、本措置の実効性の確保にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、周辺国等からの特定の水産物等の輸入に際しては、原産地確認を厳正に行う必要があることから原産地証明書を提出して頂くようお願いしているところですが、当該措置の継続に伴い、下記の品目についてこれまでと同様に、輸入申告の際に原産地証明書の提出をお願い申し上げます。

記

あさり、まつたけ、うに、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび  
うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび  
さるとりいばらの葉(統計番号：別添参照)

本件に関する連絡先・問い合わせ先  
業務部通関総括第1部門  
(TEL 045-212-6150)  
業務部通関総括第3部門  
(TEL 045-212-6153)

(別添)

### 原産地証明書の提出を求める品目

統計番号	品名 (概略)	
0307.71-320	あさり (活もの、生鮮、冷蔵)	
0709.59-011	まつたけ (生鮮、冷蔵)	
0308.21-200	うに	(生鮮、冷蔵)
0308.90-211		
0308.21-100		(活もの)
0308.90-110		
0308.29-210		(冷凍)
0308.90-291		
0308.29-290		
0308.90-411		(乾燥、塩蔵、塩水漬)
0307.91-092		しじみ (活もの、生鮮、冷蔵)
0306.24-121	ずわいがに	べにずわいがに
0306.24-129		ずわいがに
0306.14-020		(冷凍)
0306.24-140	けがに	(活もの、生鮮、冷蔵)
0306.14-040		(冷凍)
0307.71-310	赤貝 (活もの)	
0306.27-119	えび	(活もの)
0306.17-200		(冷凍)
1605.62-000	うにの調製品	
1605.69-100		
1605.61-000	なまこの調製品	
0302.29-000	ひらめ	
	かれい	
0307.59-100	たこ (冷凍)	
0307.71-200	はまぐり (活もの、生鮮、冷蔵)	
0307.81-000	あわび	(活もの、生鮮、冷蔵)
0307.89-100		(冷凍)
1404.90-492	さるとりいばらの葉	

2012年5月8日  
本関地区通関協議会  
業務部通関総括第1部門

### 豚肉の輸入申告について（お知らせ）

平素より税関行政に対しまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豚肉の輸入申告に対しましては、「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」（平成24年4月4日 財関第335号）に基づき、審査、検査の充実を図っているところですが、平成24年5月9日（水）以降、輸入申告に際し、別添の「豚肉の輸入申告に係る調査票」（以下「調査票」という。）を提出していただくこととしますので、関係各位におかれましては本取扱いにご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査票のblankフォーム（エクセル）が必要な方は、申告官署の通関総括（担当）部門にお申し出ください。

#### 【問合せ先】

横浜税関業務部通関総括第一部門  
電話：045-212-6150

(別添)

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票

原産国		種別 (該当する欄に○を付す)	CHILLED	FROZEN

申告番号		申告年月日		申告官署	
------	--	-------	--	------	--

契約関係	契約年月日	契約書番号	価格条件	建値	仕入書	番号	日付

(注) 価格条件欄には「FOB」、「C&F」、「CIF」等を、建値欄には「JP¥」、「US\$」等を入力(記載)する。

輸入数量 (kg)	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ

輸入者	名称				担当者名			連絡先 電話番号	
	輸入者符号		住所						

輸出者	名称				担当者名			連絡先 電話番号	
	所在国 ・地域		住所						

(注) 仕入書に記載されている輸出者を入力(記載)する。

通関業者	名称						通関業者 コード	
------	----	--	--	--	--	--	-------------	--

再販売先	名称				担当者名			連絡先 電話番号	
	住所								
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	
	再販売単価 (円/kg)								
	再販売数量 (kg)								
	再販売額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 再販売先が2以上ある場合には、「豚肉の輸入申告に係る調査票(つづき)」を使用する。

再販売先・再販売価格が未定の場合には、再販売先名称欄にその旨を記載する。

※ 「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)する

--

## ○ 豚肉の輸入申告に係る調査票(つづき)

再販売先	名称							担当者名			連絡先電話番号	
	住所											
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ				
	再販売単価 (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

再販売先	名称							担当者名			連絡先電話番号	
	住所											
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ				
	再販売単価 (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

再販売先	名称							担当者名			連絡先電話番号	
	住所											
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ				
	再販売単価 (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 更に「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)す